



大津市公報

平成 27 年 3 月 31 日
号外 (第 17 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則	
22	大津市一般職の職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則…………… 1
23	大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3
24	大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
25	大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 7
26	大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則…………… 8
27	大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則…………… 8
28	大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則…………… 8
29	大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則 の一部を改正する規則…………… 9
○ 福 祉 事 務 所 訓 令	
1	大津市福祉事務所事務決裁規程の一部改正…………… 9

規 則

大津市一般職の職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を公布する。
平成27年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第22号

大津市一般職の職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第18号。以下「改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づき、これらの規定による給料の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 切替日 平成27年4月1日をいう。
- (2) 初任給基準異動 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）第3条第1項に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号。以下「初任給規則」という。）別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5に規定する自己啓発等休業をしていた期間
 - イ 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - ウ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間
 - オ 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第14条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間
 - カ 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第23号）第13条第1項第14号に掲げる特別休暇の承認を受けていた期間
 - キ 大津市公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第53号。以下「派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - ク 大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則（昭和50年規則第8号）第12条第1項の規定による療養の命令を受けていた期間

- (5) 復職時調整 初任給規則第31条、大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第8条、派遣条例第6条又は大津市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年条例第45号）第10条の規定による号給の調整をいう。
- (6) 育児短時間勤務等 育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。
- (7) 再任用職員異動 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
- (8) 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者その他市長の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

（改正条例附則第3項の規則で定める職員）

第3条 改正条例附則第3項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以降に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に育児短時間勤務等を開始し、又は終了した職員
- (5) 切替日以降に再任用職員異動をした職員
- (6) 切替日以降に市長の承認を得てその号給を決定された職員

（改正条例附則第4項の規定による給料の支給）

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次のア及びイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額
 - ア 育児短時間勤務等をしている職員 改正条例による改正前の大津市一般職の職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2第2項の給料表（次号において「切替前給料表」という。）に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前の給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額
 - イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前の給料月額
- (5) 再任用職員異動をした場合 次のア及びイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額
 - ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 切替前給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）
 - イ 当該再任用職員異動後において、地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

(6) 市長の承認を得てその号給を決定された場合 市長の定める額

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

(改正条例附則第5項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（市長の定める職員にあっては、市長の定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

- 2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第4項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

第6条 改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第7条 改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の一般職の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第23号

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第10条の5第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合でその」を「条例第18条の2第1項又は第2項の規定による勤務をした場合で当該」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「始まる勤務（」の次に「その前日である」を加え、「週休日等に引き続く勤務のうち当該週休日等において勤務に従事した時間が短時間である勤務以外の」を「引き続く」に、「始まり（週休日等以外の日）」を「始まり（当該前日）」に、「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 条例第18条の2第2項の規定による勤務は、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に始まる勤務（その前日である週休日等以外の日から引き続く勤務を含む。）とし、連続する勤務の始まり（当該前日から週休日等以外の日に引き続く勤務にあっては、当該週休日等以外の日の午前0時）から終わりまでを1回として取り扱うものとする。ただし、1の週休日等以外の日において勤務の開始が2以上ある場合は、当該週休日等以外の日に始まる勤務の全てを1回の連続した勤務として取り扱うものとする。

第10条の5第1項の次に次の1項を加える。

- 2 条例第18条の2第2項に規定する臨時又は緊急の必要による勤務は、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいう。

第10条の6第1項中「第18条の2第2項」を「第18条の2第3項第1号」に改め、同条第2項中「第18条の2第2項ただし書」を「第18条の2第3項第1号」に改める。

第10条の6の見出しを削り、同条の前に見出しとして「管理職員特別勤務手当の額等」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第10条の7 条例第18条の2第3項第2号の規則で定める額は、別表第2の3に掲げる職の区分に応じ、同表の支給額の欄に定める額とする。

- 2 条例第18条の2第1項の規定による勤務をした後、引き続いて同条第2項の規定による勤務をした管理職員

には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

別表第2の2の次に次の1表を加える。

別表第2の3 (第10条の7関係)

職	支給額
部長及び部長相当職	5,000円
次長及び次長相当職	4,300円
課長及び課長相当職	3,500円
課長補佐及び課長補佐相当職	3,000円

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る管理職員特別勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る管理職員特別勤務手当については、なお従前の例による。

.....

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第24号

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大津市技能労務職員の給与に関する規則 (昭和55年規則第2号) の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円
	1	137,600	258,300
	2	138,700	260,400
	3	139,900	262,300
	4	141,000	264,400
	5	142,100	266,300
	6	143,200	268,300
	7	144,300	270,400
	8	145,400	272,500
	9	146,500	274,600
	10	147,900	276,600
	11	149,200	278,700
	12	150,500	280,800
	13	151,800	282,800
	14	153,300	284,900
	15	154,800	286,900
	16	156,400	289,000
	17	157,700	291,000
	18	159,200	293,000
	19	160,700	295,100
	20	162,200	297,100
21	163,600	299,200	

22	166,300	301,300
23	168,900	303,300
24	171,500	305,400
25	174,200	307,200
26	175,900	309,300
27	177,600	311,400
28	179,300	313,400
29	180,800	315,400
30	182,600	317,400
31	184,400	319,500
32	186,100	321,600
33	187,700	323,100
34	189,500	325,100
35	191,300	327,100
36	193,100	329,200
37	194,700	331,100
38	196,500	333,000
39	198,300	335,000
40	200,100	336,900
41	201,800	338,800
42	203,600	340,700
43	205,400	342,500
44	207,200	344,400
45	208,600	345,900
46	210,400	347,300
47	212,100	348,800
48	213,900	350,300
49	215,600	351,900
50	217,300	352,700
51	219,000	353,900
52	220,600	354,900
53	222,200	355,800
54	223,900	356,900
55	225,600	357,800
56	227,200	358,900
57	228,700	359,800
58	230,300	360,500
59	231,800	361,200
60	233,200	361,900
61	236,800	362,300
62	238,400	362,900
63	240,000	363,600
64	241,600	364,300
65	243,200	364,600
66	244,700	365,300
67	246,200	366,000
68	247,700	366,700

69	249,200	367,000
70	251,100	367,600
71	252,900	368,300
72	254,700	368,900
73	256,400	369,200
74	258,300	369,800
75	260,200	370,500
76	261,900	371,100
77	263,900	371,500
78	265,800	372,000
79	267,600	372,600
80	269,500	373,100
81	271,200	373,600
82	273,100	374,200
83	275,000	374,700
84	276,800	375,000
85	278,500	375,400
86	280,400	375,900
87	282,200	376,300
88	284,100	376,700
89	285,800	377,100
90	287,500	377,600
91	289,300	378,000
92	291,100	378,400
93	292,800	378,700
94	294,500	
95	296,200	
96	297,800	
97	299,500	
98	301,200	
99	302,800	
100	304,500	
101	305,700	
102	307,200	
103	308,800	
104	310,400	
105	312,000	
106	313,600	
107	315,200	
108	316,700	
109	318,200	
110	319,400	
111	320,600	
112	321,800	
113	322,500	
114	323,400	
115	324,200	
116	325,000	

	117	325,900	
	118	326,300	
	119	327,000	
	120	327,800	
	121	328,600	
	122	329,300	
	123	330,000	
	124	330,700	
	125	331,200	
再任用職員		252,900	272,300

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 前項に定めるもののほか、職員の給料の切替えに伴う措置については、大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第18号）附則第3項から第5項までの規定による一般職の職員の給料の切替えに伴う措置の例による。

(その他)

4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第25号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和54年規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条の2関係）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,475円	13,005円
20歳以上25歳未満	5,030円	13,005円
25歳以上30歳未満	5,585円	13,573円
30歳以上35歳未満	6,069円	16,192円
35歳以上40歳未満	6,475円	18,680円
40歳以上45歳未満	6,729円	21,472円
45歳以上50歳未満	6,654円	23,984円
50歳以上55歳未満	6,474円	25,191円
55歳以上60歳未満	5,878円	24,139円

60歳以上65歳未満	4,731円	19,385円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,991円
70歳以上	3,930円	13,005円

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに休業補償（以下「年金たる補償等」という。）について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償等については、なお従前の例による。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第26号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第4項の表農地集積協力交付金の項の次に次のように加える。

経営体育成支援補助金	地域農業の中心となる農業経営体が経営規模の拡大や経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等を支援し、もってその競争力の強化等を図ること。
------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第27号

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則（平成元年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「及び児童福祉法」を「、児童福祉法」に改め、「児童福祉施設」の次に「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所並びに認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園（幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所であるものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第28号

大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則（平成4年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「又は児童福祉法」を「、児童福祉法」に改め、「する保育所」の次に「若しくは家庭的保育事業等を行う事業所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園（幼稚園又は保育所であるものを除く。）」を、「ものに限る」の次に「。以下この号において「幼稚園等」という」を加え、「幼稚園若しくは各種学校又は保育所」を「幼稚園等」に改め、同項第3号中「児童福祉施設（」の次に「第1号に掲げるものを除き、」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

.....
大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第29号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年規則第135号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,290円」を「104,570円」に、「56,600円」を「56,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,150円」を「52,290円」に、「28,300円」を「28,400円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の本則の表の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

福 祉 事 務 所 訓 令

大津市福祉事務所訓令第1号

大津市福祉事務所事務決裁規程（昭和59年福祉事務所訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

大津市福祉事務所長 船 見 順

別表第2号の表保育幼稚園課の部を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。